

第192回 防衛調達審議会議事要旨

1 日時

令和7年1月16日（木）10時00分～12時00分

2 場所

防衛省庁舎D棟3階第1庁議室

3 出席者

(委員)

田内会長 柴山会長代理 石田委員 片岡委員 清水委員 西谷委員 林委員

(防衛省)

防衛装備庁 西脇長官官房審議官、坂本装備政策部長、藤重調達管理部長、鈴木調達事業部長、伊輪監察監査・評価官（事務局）

今井統幕首席後方補給官、陸幕装備計画部長代理装備計画部装備計画課補給管理班長、星海幕装備計画部長、藤永空幕装備計画部長

4 議題

- (1) 委員の紹介及び防衛省側出席者の挨拶
- (2) 会長の互選及び会長代理の指名
- (3) 知的財産等に係る制度について後日回答
- (4) 潜水艦修理契約に関する特別防衛監察の調査状況について
- (5) 令和7年度防衛調達審議会開催計画について
- (6) 次回の日程等

5 議事概要

(1) 委員の紹介

令和7年1月16日付、防衛調達審議会委員の任命があった。

再任：石田委員、片岡委員、柴山委員、清水委員、田内委員、西谷委員、林委員

(2) 会長の互選及び会長代理の指名

防衛調達審議会令（平成12年政令第262号）の規定に基づき、田内委員が会長に選任され、柴山委員が会長代理に指名された。

(3) 知的財産等に係る制度について後日回答

【後日回答事項】

- ① 試作研究により得られた知的財産（以下、知財とする。）について、官側がその権利を確保しているのか、また、その知財が後に活用されている実績があるのか、ある場合については活用内容について具体的に説明されたい。バイ・ドール制度を導入した目的及び実際の運用について改善すべき点はないかについても合わせて説明されたい。
- ② 試作研究により得られた知財を利用して量産契約を締結する際に、当初試作研究の過程で得られた知財を利用して量産の過程で得られた二次的な知財（量産の設計図等）を官が利用し、後の調達の入札応募者に使わせるとの合意を当初から企業との間でして、知財の活用を図ることは可能であるのか説明されたい。
- ③ 安定した調達を維持するという観点において知財の管理は重要であると考え。例えば装備品を製造する契約において民が権利を得た知財を他の類似契約や関連契約において利用した調達ができるよう、該当知財について必要なライセンス（官から第三者にサブライセンスできることを含む）を予め官にて取得しておくということは知財権の管理や活用戦略のあり方として有効であると考えが、如何。また、試作や研究委託以外の契約において、知財の特約条項を付すか否かの判断を各要求元の判断によるとしているが、制度として検討し、その結果を報告されたい。
- ④ 国内の防衛産業や海外の防衛産業における知的財産（以下、知財とする。）の管理体制について調査し、防衛省として今後どのように体制づくりをしていくのか検討し、説明されたい。

【本審議】

（資料に基づき防衛省側から説明）

委：バイ・ドール制度において民に帰属している知財の数を把握しているのか。

防：把握している。

(4) 潜水艦修理契約に関する特別防衛監察の調査状況について

潜水艦修理契約に関する特別防衛監察の調査状況について、防衛省大臣官房訟務管理官及び防衛装備庁調達管理部から説明を行った。

(5) 令和7年度防衛調達審議会開催計画について

令和7年度防衛調達審議会開催計画について、了承された。

(6) 次回の日程等

次回は3月5日（水）の開催の予定。詳細については、事務局から後日連絡。